

平成22年1月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第9129号 商号使用禁止等請求事件

口頭弁論終結日 平成21年11月24日

判 決

東京都千代田区<以下略>

原 告 三 菱 商 事 株 式 会 社

東京都千代田区<以下略>

原 告 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社

東京都千代田区<以下略>

原 告 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行

東京都千代田区<以下略>

原 告 三 菱 地 所 株 式 会 社

上 記 4 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 北 浦 一 郎

同 荻 野 泰 三

東京都墨田区<以下略>

(商 業 登 記 簿 上 の 住 所) 東 京 都 港 区 < 以 下 略 >

被 告 三 菱 信 販 株 式 会 社

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 小 林 実

同 藤 本 豊 大

同 風 祭 靖 之

主 文

- 1 被告は、「三菱信販株式会社」の商号を使用してはならない。
- 2 被告は、東京法務局港出張所昭和43年5月23日設立の商業登記中、「三菱信販株式会社」の商号登記の抹消登記手続をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

主文同旨

第 2 事 案 の 概 要 等

1 事 案 の 概 要

本件は、後記 2 (2)記載の商標権を有する原告三菱商事株式会社（以下「原告三菱商事」という。）が、「三菱信販株式会社」の商号（以下「被告商号」という。）を登記し使用する被告に対し、被告による被告商号の使用が原告三菱商事の有する商標権を侵害するとして、商標法 36 条 1 項及び 2 項に基づき、被告商号の使用の差止め及び商号登記の抹消登記手続を求めるとともに、原告らが使用する「三菱」の標章は三菱グループ及びこれに属する原告ら企業の商品等表示として著名又は周知であり、被告が被告商号を登記し使用することは不正競争防止法 2 条 1 項 1 号又は 2 号に該当するとして、原告らが、被告に対し、同法 3 条 1 項及び 2 項に基づき、被告商号の使用の差止め及び商号登記の抹消登記手続を求める事案である。原告三菱商事の商標権侵害に基づく請求と不正競争防止法違反に基づく請求は選択的併合の関係にある。

2 前提となる事実（証拠等は各項に掲記）

(1) 当事者

ア 原告三菱商事は、石炭、石油、鉱石、鉱産物等の売買及び貿易業等を目的とする株式会社である。

イ 原告三菱 U F J 信託銀行株式会社は、信託業務等を目的とする株式会社である。

ウ 原告株式会社三菱東京 U F J 銀行は、預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け等を目的とする株式会社である。

エ 原告三菱地所株式会社は、不動産の所有、管理及び賃借等を目的とする株式会社である。

オ 原告らは、いわゆる「三菱グループ」に属する企業であって、その社名に「三菱」の名称を含んでいる。

カ 被告は、金銭貸付け業、商品割賦販売の保証、不動産割賦販売の保証、割賦債権の買取業並びに土地建物の売買、管理、賃貸及び斡旋業等を目的とする株式会社であり、昭和43年5月23日に設立された。(甲1)

(2) 原告三菱商事の商標権(甲6ないし8)

原告三菱商事は、別紙商標権目録記載の商標権(以下「本件商標権」といい、本件商標権に係る商標を「本件商標」という。)を有する。

(3) 被告による被告商号の登記(甲1)

被告は、下記商業登記において被告商号を商号として登記している。

記

東京法務局港出張所

会社法人等番号 0104-01-028745

商号 三菱信販株式会社

本店 東京都港区<以下略>

会社設立の年月日 昭和43年5月23日

目的 金銭貸付け業、商品割賦販売の保証、不動産割賦販売の保証、割賦債権の買取業、土地建物の売買・管理・賃貸ならび斡旋業、これらに附帯する一切の業務

3 争点

(1) 商標権侵害(争点1)

(2) 不正競争(争点2)

(3) 商標権侵害の主張に対する抗弁

ア 通常使用権の黙示の許諾(争点3-)

イ 商標法の一部を改正する法律(平成3年法律第65号。以下「改正商標法」という。)附則3条1項に基づく継続的使用権(争点3-)

ウ 権利失効の抗弁（争点 3 - ）

(4) 不正競争の主張に対する抗弁

ア 不正競争防止法 2 条 1 項 2 号に基づく主張に対する抗弁

不正競争防止法（平成 5 年法律第 4 7 号）制定附則（以下「不正競争防止法制定附則」という。）3 条 1 号に基づく不正競争防止法 3 条の不適用（争点 4 - ）

イ 不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に基づく主張に対する抗弁

(ア) 被告商号の使用に対する黙示の許諾（争点 4 - ）

(イ) 権利失効の抗弁（争点 4 - ）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点 1（商標権侵害）について

ア 原告三菱商事

原告三菱商事は、本件商標の商標権者である。

本件商標は、第 3 6 類の資金の貸付け、債務の保証、金銭債権の取得及び譲渡、建物又は土地の管理、貸与又は売買、建物又は土地の貸借又は売買の代理又は媒介、建物又は土地の鑑定評価等を指定役務とする。

他方、被告の目的として登記されている主な業務のうち、金銭貸付け業、商品割賦販売の保証、不動産割賦販売の保証、割賦債権の買取業並びに土地建物の売買、管理、賃貸及び斡旋業は、本件商標の第 3 6 類の指定役務に該当する。

したがって、被告が「三菱信販株式会社」の商号を登記し、使用する行為は、本件商標に係る指定役務につき本件商標と類似する商標を使用するものであるから本件商標権を侵害する。

イ 被告

原告三菱商事の主張は否認ないし争う。

(2) 争点 2（不正競争）について

ア 原告ら

(ア) 原告らがそれぞれ社名の一部や営業表示として使用する「三菱」の標章は、原告らが属する企業グループである「三菱グループ」及びこれに属する原告らを始めとする企業を表すものとして著名であるから、不正競争防止法2条1項2号の「著名な商品等表示」に該当し、被告が自己の商品等表示として「三菱信販株式会社」の商号を登記し、使用する行為は、原告らの著名な商品等表示である「三菱」の標章と類似する商品等表示を使用するものであり、同号の不正競争に該当し、これにより原告らはその営業上の利益を侵害されている。

(イ) また、原告らが使用する「三菱」の標章は、同法2条1項1号の「他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているもの」に該当し、被告が自己の商品等表示として「三菱信販株式会社」の商号を登記し、使用する行為は、原告らの周知な商品等表示である「三菱」の標章と類似する商品等表示を使用して、原告らの営業と「混同を生じさせる行為」であり、同号の不正競争に該当し、これにより原告らはその営業上の利益を侵害されている。

イ 被告

原告らの主張は否認ないし争う。

(3) 争点3 - (通常使用权の黙示の許諾) について

ア 被告

(ア) 被告は、兼松通商株式会社を筆頭とする兼松通商グループに属する会社であり、被告の代表取締役であるAは、数年前まで、兼松通商グループのすべての会社の代表取締役を務めていた。

兼松通商グループに属するワダカン食品工業(以下「ワダカン」という。)は、昭和63年6月4日、三菱グループの一員である三菱重工業株式会社(以下「三菱重工業」という。)に対し、青森県十和田市近郊

に建設を計画していた醤油製造工場の新設工事を発注した（以下「新設工事契約」という。）。

当時、ワダカンの代表取締役でもあったAは、新設工事契約の成立の前から、多数の三菱重工業関係者との契約交渉に関わっており、初めて面談した際に、裏面に被告商号を含む兼松通商グループ会社の社名一覧が記載された名刺（乙2）を渡して、被告の説明を行っていた。また、Aは、三菱重工業関係者に対してワダカンの会社概要を説明する際、同社の会社案内（乙1）を配布したが、その会社案内にも、被告商号を含む兼松通商グループ会社の社名一覧が記載されていた。

したがって、三菱重工業は、遅くとも上記新設工事を受注した昭和63年には、被告の存在及び被告商号の使用について認識していた。

(イ) 三菱重工業と同じ三菱グループの一員である原告三菱商事も、三菱金曜会や三菱社名商標委員会等におけるグループ内の情報交換によって、三菱重工業とほぼ同時期に、被告の存在及び被告商号の使用を認識していたものというべきである。

被告は、昭和43年5月23日の設立から今日まで、長年にわたって本件商標に係る指定役務につき被告商号を継続的に使用してきたものの、原告三菱商事は、遅くとも昭和63年には被告が被告商号を使用していたことを認識しておきながら、平成20年12月に通知書（甲14の1）を発送するまで、被告に対し一度も異議を述べなかった。

したがって、原告三菱商事は、被告による被告商号の使用につき、黙示的に通常使用权を許諾していたというほかない。

イ 原告三菱商事

原告三菱商事は、被告に対し、明示又は黙示を問わず、被告商号の使用を許諾したことはない。

昭和63年に三菱重工業との間で締結された新設工事契約の契約当事者

は、いずれも被告代表者が代表者を務めていた兼松通商株式会社及びワダカンであって被告ではなかった。そして、原告三菱商事は、新設工事契約とは全く関係がなかった。

また、昭和63年ころ、被告代表者が三菱重工業の関係者に対して、被告商号が記載された名刺(乙2)及びワダカンの会社案内(乙1)を交付したなどとする被告の主張は、客観的な事実と反するもので虚偽である。

したがって、三菱重工業及び原告三菱商事が、昭和63年に被告の存在及び被告商号の使用について認識していたなどということは認められず、原告三菱商事が被告商号の使用につき黙示的に通常使用権を許諾したという被告の主張は、前提を欠き失当である。

(4) 争点3 - (改正商標法附則3条1項に基づく継続的使用権)について

ア 被告

被告は、昭和43年5月23日の設立以来、本件商標に係る指定役務について、被告商号を不正競争の目的でなく継続的に使用している。

具体的には、昭和60年以降、兼松通商グループの各会社の所有する賃貸物件の家賃管理を行う等、主にグループ会社内部の一部門として活動してきた。グループ会社内部で事業を行っていたにすぎないため、被告商号を、グループ外部の企業に対して「三菱グループ」と誤認混同させるという不正競争の目的で使用していたわけではない。

したがって、被告は、改正商標法附則3条1項に基づき、上記のような役務に係る業務を行う範囲内において被告商号を使用する権利を有するため、原告三菱商事の商標権侵害の主張は認められない。

イ 原告三菱商事

改正商標法附則3条1項は、同改正法施行の日(平成4年4月1日)から6か月経過前まで、不正競争の目的でなく、継続してある標章をある役務について使用していた者について、同改正法に基づき登録された商標と

同一又は類似の役務商標につき一定の保護を認める。

しかしながら，被告において，被告商号を登記した事実以外に，被告商号を使用して具体的にいかなる活動を行ってきたのか不明である。平成4年10月1日の時点で，継続的かつ具体的な活動実態が認められない以上，被告商号を継続的に使用していたとは認められず，改正商標法附則3条1項は適用されない。

また，本件商標は，昭和30年代には既に著名な営業表示（広く認識された営業表示）であったのであるから，被告が，昭和43年5月23日の設立の時点及び平成4年4月1日の改正商標法施行の時点のいずれにおいても，不正競争の目的で本件商標を無断使用していたことは明白である。

(5) 争点3 - （権利失効の抗弁）について

ア 被告

商標権の侵害行為が相当長期にわたって継続し，被侵害者もその事実を知っていたにもかかわらずあえてこれを放置したため，侵害者ももはや被侵害者が差止請求権を行使することはないであろうと信頼するようになった後に，被侵害者が侵害者に対して差止請求権を行使することは，権利の濫用であり又は信義則に違反するものであるから，権利失効の原則により許されないというべきである。

したがって，商標権の侵害行為等が長期にわたって継続しており，被侵害者はその事実を知っていること，被侵害者はその事実を知った後にも何らの権利行使を行わず長期にわたってこれを放置したこと，侵害者が自分に対する権利行使がされないものと信頼すべき正当の事由があること，という要件が認められれば，被侵害者の権利失効という法的効果が生じるものと解される。

上記(3)アのように，原告三菱商事は，遅くとも昭和63年には被告の存在及び被告商号の使用を知っていたといえるため の要件は満たす。ま

た、原告三菱商事は、その後本件訴訟提起まで20年以上の長期間にわたり差止請求権等を行使しておらずの要件も満たす。さらに、原告三菱商事が被告の存在及び被告商号の使用を知っていながら20年以上の長期間にわたり何ら権利行使を行わなかったのであれば、被告としてももはや原告三菱商事から権利行使をされないであろうと信頼するのが当然であり、そのように信頼すべき正当の事由があるといえの要件も満たす。

したがって、権利失効の原則により、原告三菱商事の請求は認められない。

イ 原告三菱商事

(ア) 権利失効の法理は信義則に基づく以上、要件としての侵害者の「正当事由」については、権利失効を主張する権利侵害者において、少なくとも法的保護に値する実質的な利益が認められる必要がある。商標権侵害の実態が、単に商号の登記のみで実態のある経済活動を伴っていない場合には、このような商標権侵害者には法的保護に値する実質的な利益を観念することはできない。

そして、被告において、被告商号を登記した事実以外に、被告商号を使用して具体的にいかなる活動を行ってきたのかは不明である。現時点で具体的な活動実態がないのであれば、被告には、法的保護に値する実質的な利益は全く観念されず、被告が、原告三菱商事に対して権利失効を主張することは、信義則に著しく反し、到底容認され得ない。実際、被告代表者は、本件弁論準備手続期日において、被告には活動実態がないことを認める旨発言している。

したがって、被告には「正当事由」が認められず、権利失効の主張は認められない。

(イ) 昭和63年に三菱重工業との間で締結された新設工事契約の契約当事者は、いずれも被告代表者が代表者を務めていた兼松通商株式会社及び

ワダカンであって、被告ではなかった。そして、原告三菱商事は、新設工事契約とは全く関係がなかった。

また、新設工事契約に際し、昭和63年ころ、被告代表者が三菱重工業の関係者に対して、被告商号が記載された名刺(乙2)及びワダカンの会社案内(乙1)を交付したなどとする被告の主張は、客観的な事実と反するもので虚偽である。

したがって、三菱重工業及び原告三菱商事が、遅くとも昭和63年には被告の存在及び被告商号の使用について認識していたなどということは認められず、原告三菱商事による商標権侵害に基づく差止請求権の権利行使は何ら信義則に反するものではないから、権利失効の主張は認められない。

(6) 争点4 - (不正競争防止法制定附則3条1号に基づく不正競争防止法3条の不適用)について

ア 被告

不正競争防止法2条1項2号の定める著名表示冒用行為は、平成5年の改正により規定されたものであるが、不正競争防止法制定附則3条1号は、施行日(平成6年5月1日)の前に開始され継続している改正後の不正競争防止法2条1項2号に掲げる行為については、同法3条の規定は適用しないとしている。

被告は、平成6年5月1日より前である昭和43年5月23日の設立当時に被告商号の使用を開始し、かつ、継続して使用してきた。具体的には、昭和60年以降、兼松通商グループの各会社の所有する賃貸物件の家賃管理を行う等、主にグループ会社内部の一部門として活動し、被告商号を使用してきた。

したがって、被告商号の使用が同法2条1項2号に定める行為に該当するとしても、不正競争防止法制定附則3条1号により、改正後の不正競争

防止法 2 条 1 項 2 号 , 3 条に基づく原告らの被告に対する差止請求は許されない。

イ 原告ら

「三菱」の標章は、既に昭和 3 0 年代には、三菱グループ及びこれに属する会社を表すものとして、広く認識された営業表示（著名表示）であったのであるから、被告が被告商号を登記した昭和 4 3 年 5 月の時点で、「三菱」の標章を使用する行為は、平成 5 年の改正前の不正競争防止法 1 条 2 号に規定されていた「広く認識セラルル...他人ノ営業タルコトヲ示ス表示」を使用し「混同ヲ生ゼシムル」行為に該当した。

したがって、被告商号の使用は、平成 6 年 5 月 1 日の時点で、既に混同惹起行為（改正後の不正競争防止法 2 条 1 項 1 号）に該当しており、不正競争防止法制定附則 3 条 1 号の適用がないため、改正後の不正競争防止法 3 条が適用され差止請求の対象となる。

(7) 争点 4 - （被告商号の使用に対する黙示の許諾）について

ア 被告

上記(3)アのとおり、昭和 4 3 年 5 月 2 3 日の設立から今日まで、被告は、長年にわたって被告商号を継続的に使用してきたが、原告らは、遅くとも昭和 6 3 年には被告の存在及び被告商号の使用を認識していながら、平成 2 0 年 1 2 月に通知書（甲 1 4 の 1）を発送するまで、被告に対し一度も異議を述べなかつたのであるから、原告らは、被告による被告商号の使用につき黙示的に許諾していたものというべきであり、被告の被告商号の使用には違法性がない。

イ 原告ら

上記(3)イのとおり、三菱重工業及び原告らが、遅くとも昭和 6 3 年に被告の存在及び被告商号の使用について認識していたなどということは認められないのであるから、原告らが、被告に対し、明示又は黙示を問わず、

被告商号の使用につき許諾したことはない。

(8) 争点 4 - (権利失効の抗弁) について

ア 被告

上記(5)アのように，原告らは，遅くとも昭和 63 年には被告の存在及び被告商号の使用を知っていたといえ，原告らは，その後本件訴訟提起まで 20 年以上の長期間にわたり差止請求権等を行行使しておらず，さらに，原告らが被告の存在及び被告商号の使用を知っていながら 20 年以上の長期間にわたり何ら権利行使を行わなかったのであれば，被告としてももはや原告らから権利行使をされないであろうと信頼するのが当然であり，そのように信頼すべき正当の事由があるといえる。

したがって，権利失効の原則により，原告らの不正競争防止法 3 条に基づく差止請求は認められない。

イ 原告ら

上記(5)イのように，被告において，被告商号を登記した事実以外に被告商号を使用した具体的な活動実態が認められないため，被告に「正当事由」は認められず，また，原告らが遅くとも昭和 63 年に被告の存在及び被告商号の使用について認識していたことも認められないため，原告らによる不正競争防止法 3 条に基づく差止請求権の権利行使は，何ら信義則に反するものではなく，権利失効の主張は認められない。

第 3 当裁判所の判断

本件事案にかんがみ，原告らの不正競争防止法に基づく請求から判断する。

1 争点 2 (不正競争) について

(1) 証拠 (甲 4, 5) 及び弁論の全趣旨によれば，旧三菱財閥に由来するいわゆる「三菱グループ」は，明治 3 年に創業者岩崎彌太郎が起こした海運業に始まり，石炭，造船，銀行業，不動産業等に多角的に事業展開し，三菱財閥を形成して我が国における主要な企業グループとなったこと，第二次世

界大戦後の財閥解体により、グループ各社はそれぞれ独立した会社として発足したが、遅くとも被告が設立された昭和43年までには、企業グループとしての一体性を維持しながら、共通の経営理念の下に事業を行い、我が国の産業界における中核的な企業グループを形成し、現在に至っていること、上記の期間を通じて、三菱グループには、多方面にわたり事業を展開する数多くの企業があり、各企業は全国各地に本店、支店を有していたこと、三菱グループに属する企業の多くは、その社名や営業表示に「三菱」の名称を使用していること、以上の事実を認めることができる。

- (2) 上記認定事実によれば、原告らがそれぞれ社名の一部や営業表示として使用する「三菱」の標章は、遅くとも被告が設立された昭和43年までには、企業グループである三菱グループ及びこれに属する原告らを始めとする企業を表すものとして著名となり、その著名性は現在に至るまで継続しているものと認められ、不正競争防止法2条1項2号にいう著名な商品等表示に該当する。

他方、被告が使用する被告商号「三菱信販株式会社」のうち、「信販」及び「株式会社」という事業分野を示す一般名詞部分には、商品又は役務の出所識別機能がないことは明らかであるから、商品等表示の類否の判断の際の要部は「三菱」の部分というべきところ、これは原告らの商品等表示である上記「三菱」と同一であるから、被告商号は原告らの商品等表示と類似するものと認められる。

また、被告は、金銭貸付け業、商品割賦販売の保証、不動産割賦販売の保証、割賦債権の買取業並びに土地建物の売買、管理、賃貸及び斡旋業等を目的とする株式会社であり、他方、原告三菱商事は、石炭、石油、鉱石、鉱産物等の売買及び貿易業等を目的とする株式会社、原告三菱UFJ信託銀行株式会社は、信託業務等を目的とする株式会社、原告株式会社三菱東京UFJ銀行は、預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け等を目的とする株式会社

であり、原告三菱地所株式会社は、不動産の所有、管理及び賃借等を目的とする株式会社であるから、被告の業務と原告らの業務は、重複ないし類似する部分が存在するものと認められる。

そうすると、被告が、原告らの著名な商品等表示である「三菱」と類似する被告商号を使用することにより、被告の営業が原告らの営業と誤認混同されるおそれがあると認められ、原告らの営業上の利益が侵害されるおそれがあるものといえることができる。

したがって、被告が被告商号を登記し使用する行為は、不正競争防止法 2 条 1 項 2 号に該当し、同法 3 条により、原告らは、被告に対し、差止請求権を行使し得る。

2 争点 4 - (不正競争防止法制定附則 3 条 1 号に基づく不正競争防止法 3 条の不適用) について

被告は、不正競争防止法制定附則 3 条 1 号により、原告らの差止請求は許されない旨主張する。

同制定附則 3 条は、「新法第三条...の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。」とし、1 号として「新法第二条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）」と規定しており、改正後の不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に該当する行為については、法律の施行日（平成 6 年 5 月 1 日）より前に開始し継続する行為であっても改正後の同法 3 条を適用する旨定める。

上記 1 で認定したように、「三菱」の表示は、遅くとも被告が設立された昭和 43 年までには、企業グループである三菱グループ及びこれに属する原告らの業務に係る商品等表示として著名となっていたと認められる以上、その当時において、既に需要者の間に広く認識されている商品等表示に該当するに至っていたことは明らかである。そして、上記 1 と同様の理由により、被告が被告商号を使用することにより、被告の営業が原告らの営業と誤認混同されるおそ

れがあったものと認められる。

したがって、改正法の施行日である平成6年5月1日より前においても、被告が被告商号を使用する行為は、改正後の不正競争防止法2条1項1号に掲げる行為に該当するから、不正競争防止法制定附則3条1号の適用はなく、被告の上記主張には理由がない。

3 争点4 - (被告商号の使用に対する黙示の許諾)及び4 - (権利失効の抗弁)について

被告は、これらの抗弁については不正競争防止法2条1項1号に基づく主張に対する抗弁であると主張するが(被告の平成21年7月10日付け準備書面(1)の第2の2(2)イ)、念のため、この点についても検討する。

被告は、これらの抗弁の理由として、昭和63年の新設工事契約の際に、被告商号の記載されたワダカンの会社案内(乙1)やAの名刺(乙2)を三菱重工業の関係者に渡して説明を行ったことを根拠に、三菱重工業及び原告らが、遅くとも昭和63年には被告の存在及び被告商号の使用を認識していた旨主張する。

しかしながら、ワダカンの会社説明(乙1)及びAの名刺(乙2,3)に記載されている兼松通商グループに属する会社のうち、東京樹脂加工株式会社は平成2年9月12日に、キッコーカン醤油株式会社は平成2年10月30日にそれぞれ設立された会社であり(甲16,17)、両社は昭和63年の新設工事契約の際には存在しなかったものである。

したがって、ワダカンの会社説明(乙1)及びAの名刺(乙2,3)が昭和63年当時のものでないことは明らかであって、新設工事契約の際にこれらを三菱重工業の関係者に渡したとする被告主張の事実を認めることはできず、ほかに被告主張の事実を認めるに足りる的確な証拠もない。

よって、三菱重工業及び原告らが、遅くとも昭和63年には被告の存在及び被告商号の使用を認識していたことを前提とする争点4 - 及び争点4 - の

各抗弁を認めることはできない。

4 結論

以上によれば，原告らの請求はいずれも理由があるからこれを認容することとし，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第40部

裁判長裁判官

岡 本 岳

裁判官

鈴 木 和 典

裁判官

坂 本 康 博

(別紙)

商標権目録

登録番号 第4853087号
出願年月日 平成16年7月14日
登録年月日 平成17年4月1日
登録商標

商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第35類

指定役務 広告，トレーディングスタンプの発行及び清算，経営の診断又は経営に関する助言，市場調査，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理，経済予測，企業の組織・企業の合理化・労務管理・財務事務管理に関する助言及び指導，企業の人事又は労務に関する助言，企業の海外進出に関する事前調査及び企画，業務提携及び企業買収の斡旋，資本提携・企業合併の媒介，経済に関する統計的情報の提供，産業構造調査，新規事業及び企業の組織に関する指導及び助言，新製品の開発・販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査及び調査結果の整理・分析，販売時点情報管理システムに基づく商品販売動向調査，インターネットによる商品の売買契約の媒介，財務書類の作成，職業のあっせん，競売の運営，競売に関する情報の提供，輸出入に関する事務の代理又は代行，外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書・貨物引換書・船荷証券若しくはこ

れらに準ずる国内取引に関する文書の作成，新聞の予約購読の取次ぎ，速記，筆耕，宛名書き及び書類の封入・封緘・発送の代行，書類の複製，文書又は磁気テープのファイリング，電子計算機端末を用いた通信による情報検索代行，一般会社事務及び会計事務の代理又は代行，外国の研修生の受入れに関する事務の代理又は代行，海外留学に関する事務の代理又は代行，企業における海外赴任に関する諸手続に係る事務の代理又は代行，商品又は役務の受注・発注に係る事務の代理又は代行，電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作，建築物における来訪者の受付及び案内，展示会における受付，電話の受付・取次ぎ代行，秘書，広告用具の貸与，広告のための展示場所の貸与，ディスプレイ什器の貸与，マネキン人形の貸与，タイプライター・複写機・書類裁断機等の事務用機械器具の貸与，求人情報の提供，自動販売機の貸与

第 3 6 類

指定役務 預金の受入れ（債券の発行により代える場合を含む。）及び定期積金の受入れ，資金の貸付け及び手形の割引，内国為替取引，債務の保証及び手形の引受け，有価証券の貸付け，金銭債権の取得及び譲渡，有価証券・貴金属その他の物品の保護預かり，両替，金融先物取引の受託，金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定著物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け，債券の募集の受託，外国為替取引，信用状に関する業務，割賦購入のあっせん，クレジットカード発行者に代わってする会員の募集及びその管理，クレジットカード発行の取次ぎ，クレジットカード利用者に代わってする支払代金の清算，貸金庫の提供，為替市況・金融市況・金利に関する情報の提供，金融先物取引に関する情報の提供，クレ

ジットカード会員契約の締結の媒介，クレジットカード会員のクレジットカード利用に際しての信用の保証，クレジットカードの利用金額に関する情報提供，債務の借換えに関する助言並びに債務借換えの媒介又は代理，信託財産の収益金分配・償還金の支払，手形に関する情報の提供，入出金取引の明細に関する情報の提供，電子マネー利用者に代わってする支払代金の決済，電話・ファクシミリ・インターネットによる振込・振替，電話・ファクシミリ・インターネットによる口座の残高照会の代行，電話・ファクシミリ・インターネットによる取引明細の内容紹介の代行，集積回路内蔵カード並びにインターネットを利用した支払代金の清算，債権回収の代行，前払式証票の発行，ガス・電気料金の支払いの取次ぎ，ガス・電気料金の徴収の代行，集金の代行及び支払いの取次ぎ，有価証券の売買・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引，有価証券の売買・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の媒介・取次ぎ又は代理，有価証券市場における有価証券の売買取引・有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，外国有価証券市場における有価証券の売買取引及び外国市場証券先物取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，有価証券の引受け，有価証券の売出し，有価証券の募集又は売出しの取扱い，株式市況に関する情報の提供，国債証券・地方債証券若しくは政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券（以下「国債証券等」という。）の売買・国債証券等に係る有価証券指数等先物取引・国債証券等に係る有価証券オプション取引並びに国債証券等及び外国国債証券等に係る外国市場証券先物取引の媒介・取次ぎ又は代理，有価証券市場における国債証券等の売買取引・国

債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び国債証券等に係る有価証券オプション取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，外国有価証券市場における国債証券等の売買取引及び外国国債証券に係る外国市場証券先物取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，国債証券等の引受け，国債証券等の売出し，国債証券等の募集又は売出しの取扱い，有価証券に係る投資に関する情報の提供及び助言，国債証券等のはね返り玉の買取り，ゴルフ会員権の売買取引・媒介又は取次ぎ，ゴルフ会員権の募集又は売出しの取次ぎ，社債の支払い能力についての格付け，受益証券の発行，スポーツ施設の会員権の募集又は売出しの取次ぎ，投資一任契約に基づき顧客のために行う投資，有価証券の保護預かり，リゾートクラブ会員権の売買の媒介・取次ぎ又は代理，株式事務処理の代行，商品先物取引に係る投資に関する指導及び助言，商品先物取引市況に関する情報の提供，商品先物取引の媒介・売買又は受託，商品投資契約の締結の媒介又は代理，商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介，生命保険契約の締結の媒介，生命保険の引受け，損害保険契約の締結の代理，損害保険に係る損害の査定，損害保険の引受け，保険料率の算出，保険情報の提供，建物の管理，建物の貸借の代理又は媒介，建物の貸与，建物の売買，建物の売買の代理又は媒介，建物又は土地の鑑定評価，土地の管理，土地の貸借の代理又は媒介，土地の貸与，土地の売買，土地の売買の代理又は媒介，事務所の貸与，借地権の譲渡，入居者の募集の代行，土地の有効利用に関する企画・助言，建物又は土地の情報の提供，骨董品の評価，美術品の評価，宝玉の評価，中古自動車の評価，企業の信用に関する調査，企業の信用格付けに関する情報の提供，企業の業績評価に関する調査及びその調査結果としての財務分析情報の提供，税金に関する情報の提供，慈善のための募

金，社会貢献活動に関する募金，紙幣・硬貨計算機の貸与，現金自動支払機・現金自動預け払い機の貸与，現金両替機の貸与

第 3 7 類

指定役務 造園工事，建造物の解体工事，水中建造物の建設工事，アンカー設置工事，動く歩道の設置工事，エレベーター・エスカレーターの設置工事，海水淡水化装置の設置工事，海底パイプライン敷設工事，化学プラントに関する建築工事，架空送電線工事，果実熟成加工設備工事，果実・鮮魚低温貯蔵設備工事，橋梁の点検及び補修工事，交通標識の設置工事，し尿処理槽工事，地盤改良工事，上下水道施設工事，消波設備の構築工事，信号装置工事，宅地造成工事，風力発電機の設置工事，冷暖房設備工事，その他の建設工事，建築工事に関する情報の提供，建築工事の仲介，建築工事に関する助言，建築設備の運転・点検・整備，海底探査船その他の船舶の建造，海底探査船その他の船舶の修理又は整備，艦艇用エンジンの整備・修理，小型船舶・プレジャーボートの整備・修理，船用エンジン・船艇推進装置の改造工事並びに整備・修理，船舶自動操縦装置の修理又は保守，航空機用エンジン・ロケット用エンジンの整備・修理，ヘリコプター・ロケットその他の航空機の修理又は整備，自転車の修理，自動車の架装及び改造，自動車の洗車，自動車の車内クリーニング及び自動車車体のつや出しその他の自動車の修理又は整備，車検のための自動車の修理又は整備，鉄道車両の修理又は整備，鉄道用制動装置の整備・修理，二輪自動車の修理又は整備，車検のための二輪自動車の修理又は整備，映画機械器具の修理又は保守，光学機械器具の修理又は保守，写真機械器具の修理又は保守，エレベーターの修理又は保守，エスカレーターの修理又は保守，索道設備の修理又は保守，大型クレーンその他の荷役機械器具・揚荷運搬設備の修

理又は保守，火災報知機の修理又は保守，消火器・消火栓その他消防用設備の修理又は保守，盗難警報器の修理又は保守，ガス漏れ警報器の修理又は保守，救命用具の修理又は保守，事務用機械器具の修理又は保守，暖冷房装置の修理又は保守，バーナーの修理又は保守，ボイラーの修理又は保守，ポンプの修理又は保守，冷凍機械器具の修理又は保守，真空排気装置の修理又は保守，送風機・コンプレッサー・駆動タービンの修理又は保守，電子応用機械器具の修理又は保守，電気通信機械器具の修理又は保守，しゅんせつ機・パワーショベル・グレーダ・スクレーパー・ブルドーザー・アスファルトフィニッシャー・その他の土木機械器具の修理又は保守，民生用電気機械器具の修理又は保守，劇場・多目的ホールの照明装置その他の照明用器具の修理又は保守，配電用又は制御用の機械器具の修理又は保守，発電機の修理又は保守，コジェネレーション用自家発電装置の修理又は保守，電動機の修理又は保守，理化学機械器具の修理又は保守，風洞試験装置・水槽試験装置・粒子加速装置・疲労振動試験装置・電線・ケーブルの性能測定装置その他の測定機械器具の修理又は保守，医療用機械器具の修理又は保守，銃砲の修理又は保守，印刷用又は製本用の機械器具の修理又は保守，遠心分離器・濾過器・乾燥機・攪拌機・洗浄装置その他の化学機械器具の修理又は保守，ガラス器製造機械の修理又は保守，漁業用機械器具の修理又は保守，溶接機械その他の金属加工機械器具の修理又は保守，靴製造機械の修理又は保守，工業用炉の修理又は保守，製鉄プラント・鋳物製造プラントの修理又は保守，鉱山機械器具の修理又は保守，ゴム製品製造機械器具の修理又は保守，ゴム製造プラント・タイヤ製造プラントの修理又は保守，集積回路製造装置の修理又は保守，半導体製造装置の修理又は保守，プリント回路基板製造機械器

具の修理又は保守，食料加工用又は飲料加工用の機械器具の修理又は保守，食品加工・製造プラント・缶詰・瓶詰プラントの修理又は保守，製材用・木工用又は合板用の機械器具の修理又は保守，繊維機械器具の修理又は保守，たばこ製造機械の修理又は保守，塗装機械器具の修理又は保守，農業用スプリンクラーその他の農業用機械器具の修理又は保守，パルプ製造用・製紙用又は紙工用の機械器具の修理又は保守，故紙再生プラントの修理又は保守，プラスチック加工機械器具の修理又は保守，合成樹脂加工プラントの修理又は保守，包装用機械器具の修理又は保守，包装プラントの修理又は保守，ミシンの修理又は保守，貯蔵槽類の修理又は保守，ガソリンステーション用装置の修理又は保守，機械式駐車装置の修理又は保守，自転車駐輪器具の修理又は保守，駐車場機器の修理又は保守，立体駐車設備の修理又は保守，駐車場用リフト・ターンテーブルの修理又は保守，駐車場用硬貨・紙幣・カード作動式ゲートの修理又は保守，業務用食器洗浄機の修理又は保守，業務用加熱調理機械器具の修理又は保守，クリーニング機械その他の業務用電気洗濯機の修理又は保守，乗物用洗浄機の修理又は保守，高速道路料金収受機械その他の自動販売機の修理又は保守，現金支払機・現金自動預け払い機の修理又は保守，コイン補給機の修理又は保守，乗車券発売機の修理又は保守，玉貸し機の修理又は保守，両替機の修理又は保守，動力付床洗浄機の修理又は保守，遊園地用機械器具の修理又は保守，業務用遊戯機械器具の修理又は保守，美容院用又は理髪店用の機械器具の修理又は保守，大気汚染防止装置・水質汚濁装置の修理又は保守，大気汚染防止プラント・水質汚濁防止プラントの修理又は保守，各種産業排水処理施設の修理又は保守，給排水設備の修理又は保守，下水道施設の修理又は保守，汚泥処理施設の修理又は保守，浄化槽

の修理又は保守，し尿処理設備の修理又は保守，水道用配水管・浄水装置の修理又は保守，飲料用水処理施設の修理又は保守，活魚水槽海水浄化装置の修理又は保守，廃棄物破砕装置・廃棄物圧縮装置その他の廃棄物処理装置の修理又は保守，廃棄物処理プラントの修理又は保守，ごみ焼却設備の修理又は保守，潜水用機械器具の修理又は保守，火力発電プラント・地熱発電プラント・風力発電プラント・水力発電プラント・ディーゼル発電プラント・コンバインドサイクル発電プラントの整備・修理又は保守，軽水型原子力発電プラントの整備・修理又は保守，新型炉プラントの整備・修理又は保守，原子燃料サイクル（濃縮・再処理・廃棄物処理処分）プラントの修理又は保守，石油精製・石油生産・石油化学プラントの修理又は保守，天然ガス生産プラントの修理又は保守，海水淡水化プラントの修理又は保守，化学プラントの修理又は保守，真空蒸着プラントの修理又は保守，化合繊維製造プラントの修理又は保守，地域冷暖房プラント・熱電併給プラントの修理又は保守，都市ガス製造装置・石炭ガス化装置・コークス炉ガスからの水素製造装置の修理又は保守，火力発電所復水器用取水管の修理及び保守，水力発電用水圧鉄管の修理及び保守，受変電設備の修理又は保守，クリーンルームの修理又は保守，パイプラインの修理又は保守，ビル・塔・煙突・橋梁用の制振装置の修理又は保守，自動車運転教習用・電車運転教習用・操船教習用・飛行機操縦教習用のシミュレーターの修理又は保守，電線・ケーブルの修理又は保守，排煙脱硝装置の修理又は保守，自動給油装置の修理又は保守，自動調整弁その他のバルブの修理又は保守，自動扉装置の修理又は保守，芝刈り機の修理又は保守，除雪機の修理又は保守，人工衛星の保守・修理又は整備，製鉄機械の修理又は保守，セラミックス原料又はセラミックス製品製造用の機

械器具の修理又は保守，騒音振動防止装置の修理又は保守，タイル製造用の機械器具の修理又は保守，電気磁気測定器の修理又は保守，灯浮標・浮標・灯標識の修理又は保守，動力伝導装置又はバルブの修理又は保守，半導体実装装置の修理又は保守，皮革裁断用機械の修理又は保守，光ファイバーケーブルの修理又は保守，舞台設備機械器具の修理又は保守，部品組み立て用ロボットの修理又は保守，窯業用機械器具の修理又は保守，列車行き先案内装置の修理又は保守，家具の修理，傘の修理，楽器の修理又は保守，金庫の修理又は保守，靴の修理，時計の修理又は保守，はさみ研ぎ及びほうちよう研ぎ，錠前類の取付け又は修理，ガス湯沸かし器の修理又は保守，加熱器の修理又は保守，なべ類の修理又は保守，ガス温水機械器具の修理又は保守，ガスレンジの修理，看板の修理又は保守，かばん類又は袋物の修理，身飾品の修理，おもちゃ又は人形の修理，運動用具の修理，ビリヤード用具の修理，遊戯用器具の修理，浴槽類の修理又は保守，洗浄機能付き便座の修理，釣り具の修理，眼鏡の修理，毛皮製品の手入れ又は修理，洗濯，被服のプレス，被服の修理，布団綿の打直し，畳類の修理，煙突の清掃，建築物の外壁の清掃，窓の清掃，床敷物の清掃，床磨き，建築物の内部及び外部の清掃，航空機内外の清掃，病院の清掃及び消毒，し尿処理槽の清掃，浴槽又は浴槽がまの清掃，道路の清掃，公園の清掃，運動場の清掃，貯蔵槽類の清掃，建築物飲料水貯水槽の清掃，屋上ルーフトレーンの清掃，金属製品の内面洗浄及び化学洗浄，ステンレスの化学洗浄，製鉄機械と自動車部品製造機械の配管及び部品の洗浄，炭素鋼の化学洗浄，荷役用包装容器の洗浄，電話機の消毒，有害動物の防除（農業・園芸又は林業に関するものを除く。），医療用機械器具の殺菌・滅菌，土木機械器具の貸与，床洗浄機の貸与，モップの貸与，自

動車用マット掃除機の貸与，清掃用具の貸与，洗車機の貸与，電気洗濯機の貸与，衣類乾燥機の貸与，衣類脱水機の貸与，クリーニング機械器具の貸与，車両整備用機器の貸与，家庭用ルームクーラーの貸与，鉱山機械器具の貸与，暖冷房装置の貸与

第 3 8 類

指摘役務 衛星による通信，デジタルデータ通信，テレビ会議通信，通信ネットワークへの接続の提供，付加価値通信網の提供，その他の電気通信（放送を除く。），放送，報道をする者に対するニュースの供給，電話機・ファクシミリその他の通信機器の貸与，通信への加入契約の締結の媒介又は取次ぎ，放送受信契約の媒介又は取次ぎ

第 3 9 類

指定役務 ケーブルカーによる輸送，ロープウェイによる輸送，モノレールによる輸送，リフトによる輸送，その他の鉄道による輸送，鉄道の運行ダイヤ及び運賃に関する情報の提供，鉄道輸送に関する情報の提供，車両による輸送，道路情報の提供，自動車の運転の代行，船舶による輸送，船舶による輸送契約の代理・媒介又は取次ぎ，航空機による輸送，航空運賃に関する情報の提供，航空機の運行ダイヤ及び運賃に関する情報の提供，航空機による輸送契約の代理・媒介又は取次ぎ，貨物の集荷・仕分け及び梱包，貨物の輸送の媒介，貨物の利用運送，宅配貨物の取次ぎ，引越貨物の輸送の媒介，貨物の積卸し，引越の代行，船舶の貸与・売買又は運航の委託の媒介，船舶の引揚げ，水先案内，主催旅行の実施，旅行者の案内，旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理・媒介又は取次ぎ，寄託を受けた物品の倉庫における保管，寄託を受けた液体燃料及び気体燃料のタンクにおける保管，外国貨物又は航空貨物の保税倉庫における保管，寄託を受けた物品の倉庫における保管の取次ぎ，他人

の携帯品の一時預かり，ガスの供給，電気の供給，水の供給，温泉の供給，熱の供給，地域暖冷房の供給，倉庫の提供，駐車場の提供，駐輪場の提供，有料道路の提供，係留施設の提供，飛行場の提供，駐車場の管理，コンテナ・パレット・クレーン・フォークリフトその他の荷役機械器具の貸与，自動車の貸与，自動車の貸与の媒介，船舶の貸与，船舶の貸与の媒介，車いすの貸与，自転車の貸与，プッシュカート（空港内の荷物運搬用手押し車）の貸与，航空機の貸与，機械式駐車装置の貸与，包装機械・梱包機械その他の包装用機械器具の貸与，金庫の貸与，家庭用冷凍冷蔵庫の貸与，家庭用冷凍庫の貸与，冷凍機・冷凍庫その他の冷凍機械器具（業務用）の貸与，ガソリンステーション用装置（自動車の修理又は整備用のものを除く。）の貸与，鉄道車両の貸与，荷捌き施設の提供，パイプラインによる石油の供給

第40類

指定役務 放射能の徐洗，布地・被服又は毛皮の加工処理（乾燥処理を含む。），裁縫，ししゅう，アルミニウムの圧延加工・押出加工・化学洗浄，その他の金属の加工，ゴム・プラスチックその他の樹脂加工，セラミックの加工，木材の加工，紙の加工，石・石材その他の鉱物性基礎材料の加工，甲殻・歯・牙・角・その他の動物性基礎材料の加工（毛皮の加工を除く。），剥製，竹・木皮・とう・つる・その他の植物性基礎材料の加工（食物原材料の加工を除く。），食料品の加工，義肢又は義歯の加工（医療材料の加工を含む。），映画用フィルムの現像，写真の引き伸ばし，写真の焼付け，写真用フィルムの現像，写真の複製，製本，浄水処理，廃棄物の再生，原子核燃料の再加工処理，印章の彫刻，グラビア製版，写真製版，スクリーン製版，ガラス加工，電子部品の組み立て，宝飾品の加工，かぎ加工，

合鍵の複製，受託による園芸用の種子加工，繊維機械器具の貸与，写真の現像用・焼付け用・引き伸ばし用又は仕上げ用の機械器具の貸与，金属加工機械器具の貸与，製本用の機械器具の貸与，食料加工用又は飲料加工用の機械器具の貸与，製材用・木工用又は合板用の機械器具の貸与，パルプ製造用・製紙用又は紙工用の機械器具の貸与，浄水装置の貸与，廃棄物圧縮装置の貸与，廃棄物破砕装置の貸与，廃棄物再生処理装置の貸与，化学機械器具の貸与，ガラス器製造機械の貸与，靴製造機械の貸与，たばこ製造機械の貸与，材料を特定しない総合的な材料処理情報の提供，プラスチック・ゴム・その他の樹脂の加工機械器具の貸与，印刷，廃棄物の収集・分別及び処分，編み機の貸与，ミシンの貸与，印刷用機械器具の貸与

第 4 1 類

指定役務 当せん金付証券の発売，技芸・スポーツ又は知識の教授，献体に関する情報の提供，献体の手配，研究用教材に関する情報の提供及びその仲介，シンポジウム・セミナー・会議又は講演会の企画・運営又は開催，動物の調教，植物の供覧，動物の供覧，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，美術品の展示，庭園の供覧，洞窟の供覧，書籍の制作，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，映画の上映・制作又は配給，演芸の上演，演劇の演出又は上演，音楽の演奏，放送番組の制作，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），放送番組の制作における演出，映像機器・音声機器等の機器であって放送番組の制作のために使用されるものの操作，スポーツの興行の企画・運営又は開催，興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。），スポーツ競技会についての歴史・用

具・記録等の資料に関する展示会の企画・運営又は開催，ファッションショーの企画・運営又は開催に関する情報の提供，競馬の企画・運営又は開催，競輪の企画・運営又は開催，競艇の企画・運営又は開催，小型自動車競走の企画・運営又は開催，音響用又は映像用のスタジオの提供，小型自動車競走場の提供，トレーニングジムの提供，乗馬場の提供，その他の運動施設の提供，娯楽施設の提供，映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供，興行場の座席の手配，映画機械器具の貸与，映写フィルムの貸与，楽器の貸与，運動用具の貸与，テレビジョン受信機の貸与，ラジオ受信機の貸与，図書の貸与，レコード又は録音済み磁気テープの貸与，録画済み磁気テープの貸与，ネガフィルムの貸与，ポジフィルムの貸与，おもちゃの貸与，遊園地用機械器具の貸与，遊戯用器具の貸与，絵画・美術工芸品の貸与，興行に用いる書割りの貸与，テレビ用小道具の貸与，写真の撮影，通訳，翻訳，カメラの貸与，光学機械器具の貸与，雑誌の編集，自動車の整備・点検マニュアルの作成

第42類

指定役務 気象情報の提供，建築物の設計，測量，建築物の管理設備の設計，造園工事の設計，地質の調査，海底地形調査，機械・装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらの機械等により構成される設備の設計，都市ガス製造装置・コークス処理装置・石炭ガス化装置のエンジニアリング，石油精製プラント・石油化学プラントのエンジニアリング，一般化学製品・ファインケミカル製品の製造装置のエンジニアリング，バイオテクノロジー関連装置のエンジニアリング，食品製造・加工装置のエンジニアリング，大気汚染防止装置・水質汚濁防止装置・環境改善装置・廃棄物処理装置及び機器のエンジニアリング，遠心分離機・濾過機・乾燥機・攪拌機・洗浄装

置のエンジニアリング，船舶・海洋関連機器のエンジニアリング，火力発電プラント・地熱発電プラント・風力発電プラント・水力発電プラント・ディーゼル発電プラント・コンバインドサイクル発電プラントのエンジニアリング，軽水型原子力発電プラントのエンジニアリング，新型炉プラントのエンジニアリング，原子燃料のエンジニアリング，原子燃料サイクル(濃縮・再処理・廃棄物処理処分)プラントのエンジニアリング，真空ポンプ・真空排気装置の設計，石油生産プラント・天然ガス生産プラント・石油精製プラント・化学プラント・海水淡水化プラントのエンジニアリング，廃棄物処理プラント・大気汚染防止プラント・水質汚濁防止プラントのエンジニアリング，製鉄プラント・真空蒸着プラントのエンジニアリング，食品プラント・缶詰ビン詰めプラント・クリーンルームシステム及びクリーン工場のエンジニアリング，ゴム製造プラント・タイヤ製造プラント・包装プラントのエンジニアリング，風洞試験装置・水槽試験装置・粒子加速装置・疲労振動試験装置のエンジニアリング，酸素ガス製造装置・ペーパーリサイクルシステム・鋳造工場更新化のエンジニアリング，製紙パルプ機械・紙工機械・印刷機械のエンジニアリング，射出成型機・押出成型機・洗機・産業用ロボット・化合織機械プラントのエンジニアリング，工作機械・多品種少量生産システムのエンジニアリング，コジェネレーション用自家発電装置のエンジニアリング，冷房・暖房・冷凍・冷蔵装置のエンジニアリング，地域冷暖房プラント・熱電併給プラントのエンジニアリング，ロケットの設計，人工衛星の設計，デザインの考案，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機による計算処理，電子計算機による情報処理，電子計算機の記憶装置(情報を記録するサーバ・ハードディスク・光ディスク・光磁気ディスク

等)の記憶領域の貸与, ホームページの作成及び保守, コンピュータデータベースへのアクセスタイムの賃貸, 電子計算機のデータのバックアップ処理, 電子計算機及び電子計算機用プログラムの遠隔監視, 電子計算機及び電子計算機用プログラムの環境設定及び機能の拡張・追加, 電子商取引における第三者に対するオンラインによるユーザーの本人確認・証明, 電子計算機端末による通信のためのIDの作成・IDの付与・IDの認証・IDカードの発行・IDユーザーの管理, 電子計算機を用いて行う電子商取引に関する電子データの変換処理, インターネットにおける検索エンジンの提供, 電子計算機・自動車その他その用途に応じた的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明, 化学品・農薬を含む医薬品・化粧品・食品又は食品添加物の試験・検査又は研究, 遺伝子変換作物の鑑定方法の研究・助言, 科学技術情報の提供, 建築又は都市計画に関する研究, 公害の防止に関する試験又は研究, 電気に関する試験又は研究, 土木に関する試験又は研究, 地域開発に関する研究・助言, 農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究, 機械器具に関する試験又は研究, 国内及び輸出国の安全規格に基づく電気製品の試験, 野生生物の保護・管理に関する調査・研究, 水産・農林・鉱業・建設・住宅・食品・繊維・紙・パルプ・化学品・医薬品・塗料・石油・ゴム・石炭・ガラス・セメント・鉄鋼・非鉄金属・電線・各種機械・精密機器・電気・電子・通信・電力・ガス及び輸送に関する技術移転の斡旋, 特許の先行技術調査, 財産の整理に関する遺言の執行, 遺産の整理, 工業所有権等の知的所有権の利用に関する契約の代理又は媒介, 工業所有権法・不正競争防止法における営業秘密の保護のあり方に関する調査・研究, 著作権の利用に関する

契約の代理又は媒介，計測器の貸与，電気磁気測定器の貸与，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，恒温器・恒湿器その他の理化学機械器具の貸与，製図用機械器具の貸与，製図用機械器具の貸与の媒介，電子計算機のプログラムの操作マニュアルの作成

第43類

指定役務 宿泊施設の提供，宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ，飲食物の提供，動物の宿泊施設の提供，保育所における乳幼児の保育，老人の養護，会議室の貸与，展示施設の貸与，会議室・講演会場・商品展示会場等の多目的ホールの提供，布団の貸与，布団の貸与の媒介，業務用加熱調理機械器具の貸与，業務用食器乾燥機の貸与，業務用食器洗浄機の貸与，加熱器の貸与，調理台の貸与，流し台の貸与，厨房機器の貸与，カーテンの貸与，家具の貸与，壁掛けの貸与，敷物の貸与，家具・つい立て・ガスストーブ・石油ストーブ・畳の貸与の媒介，つい立て・ガスストーブ・石油ストーブ・畳の貸与，おしぼりの貸与，タオルの貸与，可搬式組み立て住宅・トイレ・浴室・可搬式組み立て事務室の貸与及びその媒介

第44類

指定役務 美容，理容，入浴施設の提供，庭園又は花壇の手入れ，庭園樹の植樹，肥料の散布，ゴルフ場の芝の手入れ，樹木の剪定，雑草の防除，有害動物の防除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），あん摩・マッサージ及び指圧，カイロプラクティック，きゅう，柔道整復，はり，医業，医療情報の提供，健康診断，歯科医業，調剤，栄養の指導，動物の飼育，動物の治療，動物の診療及び健康診断に必要な臨床検査，植木の貸与，コンバインその他の農業用機械器具の貸与，医療用機械器具の貸与，漁業用機械器具の貸与，美容院用

又は理髪店用の機械器具の貸与，芝刈機の貸与

第 4 5 類

指定役務 ファッション情報の提供，新聞記事情報の提供，政府政策情報の提供，結婚又は交際を希望する者への異性の紹介，婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供，葬儀の執行，葬儀並びに法事のための施設の提供，墓地又は納骨堂の提供，施設の警備，身辺の警備，個人の身元又は行動に関する調査，占い，身の上相談，家事の代行，衣服の貸与，祭壇の貸与，火災報知機の貸与，消火器の貸与，消火器の貸与の媒介，家庭用電熱用品類の貸与（他の類に属するものを除く。），動力機械器具の貸与，風水力機械器具の貸与，装身具の貸与，種馬の貸与，照明用器具の貸与，時計の貸与及びその媒介